

## 本庁舎等整備基本構想（素案）から（案）への主な修正内容について

頁	項目	修正等の内容
22	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針3 すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎	本庁及び世田谷総合支所の窓口機能の充実における表現の変更（関係所管課協議）
23	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針3 すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎	広場へのベンチ設置のご意見を踏まえ、「利用しやすい移動空間の整備」において、一部追記。（パブリックコメント）
23	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針3 すべての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎	トイレについて、全ての人の利用に配慮した計画とすることを追記（議会）
24	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針4 機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎	職員の働き方へのご意見を踏まえ、「書庫・倉庫の整備」において、ペーパレス化、文書削減をより強調する内容へ修正。（パブリックコメント）
25	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針4 機能的・効率的で柔軟性の高い庁舎	シックハウスへのご意見を踏まえ、「職場環境の整備」にシックハウスに関する項目追加。（パブリックコメント）
28	第4章・個別機能ごとの整備方針 基本の方針5 環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎	木造建築へのご意見を踏まえ、「施設緑化等環境への配慮」に木材の活用について項目追加。（パブリックコメント）
29・30	第5章・世田谷区民会館の整備方針	音楽ホールや音響へのご意見を踏まえ、 ・「1．基本的考え方」において、考え方を整理 ・「2．施設計画（1）ホール機能 客席」において、一部可動する機能について、客席を災害時の物資等の集積場所として活用する場合は検討することとし、音響効果への影響についても追記 ・「2．施設計画（4）その他施設計画における留意点」において、災害時における物資等の集積場所としての必要なスペース(700㎡)について追記 （パブリックコメント・関係所管課協議）

32	第6章．本庁舎等の規模	「(2)本庁舎へ集約する施設」において、エムケイアースビルを本庁舎へ集約する施設として追加(関係所管課協議)
32	第6章．本庁舎等の規模	「(2)本庁舎へ集約する施設」において、三軒茶屋分庁舎(産業政策部)を本庁舎へ集約する施設から削除 「(3)世田谷総合支所について」において、一部削除(関係所管課協議)
33	第6章．本庁舎等の規模	集約する施設の変更に伴い、「(4)職員数」の職員数が2,831名から、2,783名へ変更
34	第6章．本庁舎等の規模	職員数の変更に伴い、職員一人あたり面積が約18.7㎡から約19.0㎡へ変更(関係所管課協議)
35	第6章．本庁舎等の規模	エムケイアースビルの集約に伴い、「(1)行政機能について」において、世田谷保健所の検査機能について追記
44	第7章．本庁舎等の配置と構成	「(4)建設手順について」において、「仮設庁舎について」の項目を組み立てなおし、「仮設庁舎・駐車場用地等の確保について」とし、確保を行っていくこととした
45・46	第8章．事業計画	「(3)本事業にあたっての基本的な考え方」において、官民共同事業(PPP)方式とPFI事業方式における記載について一部修正(議会)